

相談
無料

外国人材の受入れに関する 企業向け相談窓口

外国人材の受入手続や在留資格等について、行政書士が面談又はオンラインで相談に対応します。(内容によっては、他の相談機関等をご案内することがあります。)

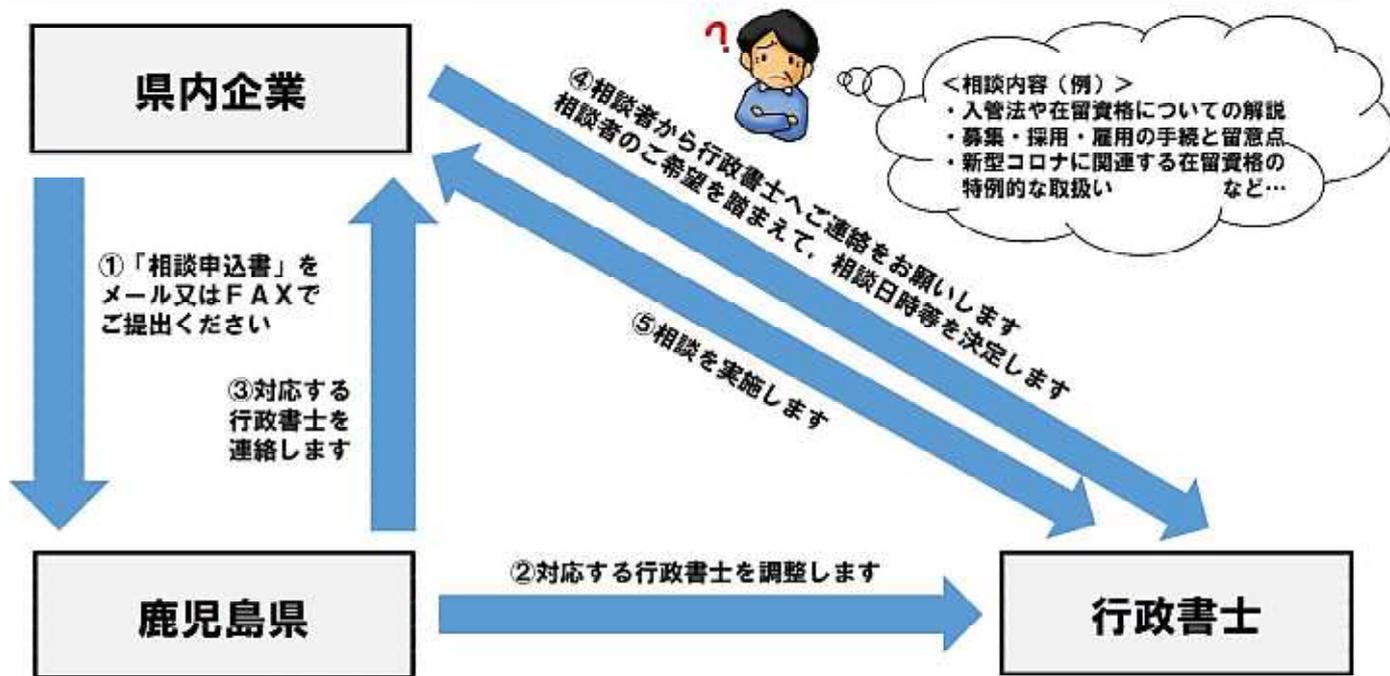
対象

外国人材を受け入れている、または受入れを検討している
県内に事業所を有する企業等

相談例

- ・ 入管法や、在留資格について教えてほしい。
- ・ 外国人を雇用したい。募集・採用・雇用まで、どのように進めればいいですか？
- ・ 高度外国人材を採用したい。留学生のインターンシップ実施について知りたい。

～ 相談の流れ～



※ この窓口では外国人材のあっせんや紹介は行っておりませんので、ご承知おきください。

相談予約方法

- 電子申請：右記二次元バーコードよりお申し込みください。
- FAX：裏面の「相談申込書」をFAX（099-286-3599）に送信してください。
- メール：県ホームページから「相談申込書」をダウンロードし、下記メールアドレスに送信してください。
メールアドレス：g-ukeire@pref.kagoshima.lg.jp（メール件名は「外国人材相談窓口」）



鹿児島県 外国人材 受入れ 相談

検索

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/e20ChMTO>

お問い合わせ

鹿児島県 商工労働水産部 外国人材政策推進課 TEL：099-286-3320



外国人材の 安定的な受入れや定着に向けた取組 を支援します！

事業の趣旨

鹿児島県においては、生産年齢人口の減少等に伴い、人手不足が顕在化しており、外国人材を地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として温かく迎え入れ、定着を促進する必要があります。当事業では、外国人材の受入れ先の企業や監理団体等が実施する、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組を支援します。

対象となる事業

【母国行事開催コース】

県内から多数の外国人材が参加し、外国人材や地域住民が相互に交流する母国行事などを開催する取組



取組イメージ

募集期間

令和7年5月30日（金）～11月28日（金）
(補助金の交付決定額が予算の上限に達した時点で募集を締め切ります。)

補助上限額・補助率

	上限	補助率
外国人材が50人以上参加し、補助対象経費が40万円を超えるもの	50万円	3 / 4

問合せ先

鹿児島県 商工労働水産部 外国人材政策推進課
(〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
行政庁舎10階)

TEL : 099-286-3320
FAX : 099-286-3599
E-mail : g-ukeire@pref.kagoshima.lg.jp

【WEB掲載ページ】(鹿児島県ホームページ)

https://www.pref.kagoshima.jp/af21/r7_josei-bokoku.html



外国人材の 安定的な受入れや定着に向けた取組 を支援します！

事業の趣旨

鹿児島県においては、生産年齢人口の減少等に伴い、人手不足が顕在化しており、外国人材を地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として温かく迎え入れ、定着を促進する必要があります。当事業では、外国人材の受入れ先の企業や監理団体等が実施する、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組を支援します。

対象となる事業

【受入定着支援コース】

- (1)就業規則、業務マニュアルや社内掲示物の多言語化など、外国人材の定着に繋がる取組
- (2)外国人材の日本語能力の向上に繋がる取組
- (3)外国人材が日本文化や県内の歴史・自然等を体験する取組
- (4)外国人材と地域との交流を図る取組
- (5)団体等が構成員に対し行う、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組
- (6)その他、当事業の趣旨に即した取組

取組例



日本文化体験

募集期間

令和7年5月30日（金）～11月28日（金）

（補助金の交付決定額が予算の上限に達した時点で募集を締め切ります。）

補助上限額・補助率

外国人材の参加人数	上限	補助率
5人以上	16万円	3 / 4
5人未満	8万円	

問合せ先

鹿児島県 商工労働水産部 外国人材政策推進課
(〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
行政庁舎10階)

T E L : 099-286-3320

F A X : 099-286-3599

E-mail : g-ukeire@pref.kagoshima.lg.jp

【WEB掲載ページ】（鹿児島県ホームページ）

https://www.pref.kagoshima.jp/af21/r7_josei-ukeire.html

職場でジェンダー平等や女性活躍を学ぶための アドバイザーを派遣します！

性別にかかわらず、誰もが働きやすく働きがいのある環境づくりを推進するため、企業や経済団体へジェンダー平等、女性活躍の専門家や社会保険労務士などのアドバイザーを派遣します！

★昨年度の反響

受講者の95%が講義内容に満足と回答しています！！

★受講者の声（アンケートより抜粋）

- ・ジェンダー平等を推進することで、企業側・従業員側の全てにおいて利益が発生し、よりよい生活や未来につながっていくのだと思った。
- ・大変分かりやすく、学びの多い研修でした。

職場での研修にぜひ御活用ください！！

派遣期間・募集数

- ・令和8年3月まで
- ・22団体程度（定数に達し次第、受付終了）

派遣費用

アドバイザー謝金・旅費無料

研修内容（メニュー例）

1. 社内の意識改革研修
2. 男性の育児・介護休業取得のための支援
3. 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援
4. 制度改善業務の支援 等

アドバイザー

○渥美 由喜さん

（ダイバーシティ&ワークライフバランス
コンサルタント）

○高崎 恵さん

（オフィスピュア/ワークショップデザイナー）

○たもつ ゆかりさん

（オフィスピュア代表/
男女共同参画政策アドバイザー）

○吉永 亜矢さん

（特定社会保険労務士/
社会保険労務士A&S/パートナーズ代表）

職場におけるジェンダー平等推進事業

性別にかかわらず、誰もが働きやすく働きがいのある環境づくり

アドバイザー派遣

場内 全域対象
アドバイザー謝金・旅費無料

内容 企業の要望に沿ったアドバイザーを派遣し、ジェンダー平等推進の取組を支援します！

派遣期間 令和8年3月まで

募集数 22団体程度（定数に達し次第、受付終了）

派遣先 県内企業、経済団体等
企業…… 原則、県内に本社を置く企業
団体…… 鹿児島県内の経済団体、業界団体等の研修金及び定例金
企業…… 1社につき1〜3回程度（派遣内容による）
団体…… 1団体1回
※研修金確保は、企業・団体側にてご手配ください。オンラインでの実施も可能です。

申込みから実施までの流れ
申込みフォーム（無料）▶ 1件お電話・FAXでお申込み ▶ 課題等のアンケートを行い、業務内容メニュー・研修をご提案 ▶ 研修内容の決定 ▶ アドバイザーの派遣の支援 ▶ 研修のフォローアップ

アドバイザー紹介

渥美 由喜さん、高崎 恵さん、たもつ ゆかりさん、吉永 亜矢さん

メニュー例

- ① 社内の意識改革研修
- ② 男性の育児・介護休業取得のための支援
- ③ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援
- ④ 制度改善業務の支援

その他、ご希望の内容を事務局にご相談ください。
「何か取組りかかれたい、そこから相談したい」という声にも対応します。

鹿児島県 鹿児島県
運営事務局 鹿児島県
MBCサンステージ
TEL.099-255-6144 / FAX.099-285-1161
（対応時間：平日9:30〜17:30 土日祝・お盆・年末年始休み）

申込・詳細

申込は下記フォームからお願いいたします。
<https://ws.formzu.net/fgen/S17963192/>
 詳細は鹿児島県ホームページでもご覧頂けます。
<https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/genderequalityr6.html>

お問い合わせ

運営事務局 MBCサンステージ
TEL 099-255-6144 FAX 099-285-1161

鹿児島県男女共同参画室
TEL 099-286-2634 FAX 099-286-5541

「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」 に登録しましょう！

女性活躍推進宣言企業とは

県女性活躍推進会議では、女性が働きやすい職場づくり、環境整備、制度の導入、登用や採用目標などについて、それぞれの状況に応じた取組を宣言する企業を「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」として登録し、県のホームページや広報誌等を活用して、県民の皆様へPRすることにより、女性活躍推進に向けた取組を促進しています。

宣言企業に登録して、自社の取組を求職者等へアピールしましょう！

メリット ①

- ◆県のホームページや広報誌等に企業名等を掲載します！
- ◆ハローワークの求人票に登録企業である旨を記載できます！

企業のイメージアップ！
人材確保！



登録費用無料

メリット ②

- ◆県主催のセミナー等で、宣言する取組をPRします！
- ◆県主催のセミナー、講演会等の情報を提供します！



登録に伴う義務・報告なし

メリット ③

- ◆登録企業限定の表彰制度があります！
 - ・県女性活躍推進優良企業知事表彰
- ◆「かごしま『働き方改革』推進企業」の認定基準の1つです！



会社の規模に条件なし

対象

鹿児島県内に本社又は事業所がある、企業、事業所、法人、団体等です。

登録の流れ

①それぞれの状況に応じた女性の活躍に資する内容の取組を宣言

②鹿児島県男女共同参画室へ申請書を提出

③申請内容を確認した上で、宣言企業として登録

ご登録は
こちらから



鹿児島県女性活躍推進宣言企業

検索



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

5 ジェンダー平等を
実現しよう



○応募・問い合わせ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県女性活躍推進会議事務局（鹿児島県男女共同参画局男女共同参画室）
TEL：099-286-2634 FAX：099-286-5541
E-mail：harmony@pref.kagoshima.lg.jp

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

I 令和7年（2025年）4月1日施行の内容

1 子の看護休暇の見直し

義務

小学校第3学年修了までの子を養育する労働者が申し出たときは、1年間に5日間（子が2人以上の場合は10日間）の**子の看護等休暇**を与えなければなりません。
取得理由に、負傷、疾病、予防接種、健康診断のほか、新たに**感染症に伴う学級閉鎖や入園（入学）式、卒園式**が追加されました。

2 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

義務

小学校就学前の子を養育する労働者が請求したときは、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはできません。

3 短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク等を追加

義務

3歳に満たない子を養育する労働者に関し、育児短時間勤務制度を講ずることが困難な場合の代替措置の選択肢の1つに**テレワーク**が追加されました。

4 育児休業等の取得状況の公表義務適用拡大

義務

常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は、毎年1回、男性の育児休業等の取得状況を公表しなければなりません。

5 介護両立支援制度等の個別の周知・意向確認、早期の情報提供

5-1 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

義務

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

対象者	対象家族の介護に直面した旨の申出をした労働者
周知事項	①～③のすべての事項を周知する必要があります。 ① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ② 介護休業・介護両立支援制度等の 申出先 （例：人事部など） ③ 介護休業給付 に関すること（例：制度の内容など）
方法	①面談（オンライン面談可） ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか ※③、④は労働者が希望した場合に限る

5-2 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供

義務

事業主は、仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま介護離職に至ることを防止するため、介護に直面する前の早い段階（40歳等）に介護休業及び介護両立支援制度等に関する情報提供を行わなければなりません。

6 介護両立支援制度等を取得しやすい雇用環境整備の措置

義務

介護休業と介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。

7 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

義務

要介護状態にある対象家族の介護や世話をする労働者が請求したときは、1年間に5日間（対象家族が2人以上の場合は10日間）の介護休暇を与えなければなりません。労使協定の締結により対象から除外できる労働者の範囲を見直し、入社間もない労働者も請求が可能となりました。

8 育児・介護のためのテレワーク等の導入（努力義務）

義務
努力

3歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしていないもの、又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者で介護休業をしていないものがテレワーク等を選択できるように措置を講ずることが、事業主の努力義務となりました。

Ⅱ 令和7年（2025年）10月1日施行の内容

1 柔軟な働き方を実現するための措置等

1-1 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

義務

事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、職場のニーズを把握した上で、次の5つの中から2つ以上の措置を選択して講じなければなりません。

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等（10日以上/月）
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/年）
- ⑤ 短時間勤務制度（1日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含む）

フルタイムでの柔軟な働き方

2 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

2-1 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

義務

事業主は、労働者から本人又は配偶者の妊娠・出産等の申出があったときや、子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する「勤務時間帯や勤務地、両立支援制度等の利用期間、労働条件の見直し等」について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

聴取時期

- ① 労働者が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき
- ② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間（1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで）

聴取事項

- ① 勤務時間帯（始業及び終業の時刻）
- ② 勤務地（就業の場所）
- ③ 両立支援制度等の利用期間
- ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件（業務量、労働条件の見直し等）

方法

- ① 面談（オンライン面談可） ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール等 のいずれか
- ※③、④は労働者が希望した場合に限る

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、鹿児島労働局雇用環境・均等室へ

電話:099-223-8239 受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)
鹿児島労働局ホームページ: <https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>



【雇用保険「育児休業給付金の延長手続き」が変わります】

厚生労働省 HP

令和7年4月以降、保育所等に入れなかったことを理由とする支給対象期間延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークで確認させていただきますので、以下の書類を全て提出してください。

- ①育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- ②市町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し
- ③市町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知
(入所保留通知書、入所不承諾通知書など)

※①と②が提出書類として追加されました。

特に②に関して、市町村に保育所等の申し込みを行う際は、必ず申込書の写し(電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの)をとって保管しておいてください。



詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001269748.pdf>

令和7年4月から育児に関する新たな給付金が創設されます。

厚生労働省 HP

令和7年4月から育児に関する雇用保険の給付は、育児休業等給付となり、従来の育児休業給付に加えて、出生後休業支援給付金と育児時短就業給付金が創設されました。

①出生後休業支援給付金

育児休業給付(出生時育児休業給付金または育児休業給付金)の支給を受ける方が、一定の要件(雇用保険被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合など)を満たした場合に、育児休業給付に上乗せで支給される給付金です。



①出生後休業支援給付金

②育児時短就業給付金

雇用保険被保険者が、2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に、賃金が低下するなど一定の要件を満たしたときに支給される給付金です。



②育児時短就業給付金

①出生後休業支援給付金

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001372778.pdf>

②育児時短就業給付金

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001394846.pdf>

令和7年4月1日以降離職した場合の給付制限の取扱変更について

鹿児島労働局 HP

令和7年4月1日以降に離職した方が、正当な理由なく自己都合退職し、雇用保険の基本手当を受給される場合、給付制限が原則1か月となります。

ただし、退職日から遡って5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合退職し受給資格決定を受けた場合、給付制限は3か月となります。重責解雇により退職した場合も給付制限は3か月です。

また、雇用保険の基本手当の受給手続きをし、正当な理由なく自己都合退職したことで給付制限がある方は、令和7年4月1日以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます。

詳細は鹿児島労働局のウェブサイトをご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/content/contents/2025-0411-3_4.pdf



給付金に関する問合せ先

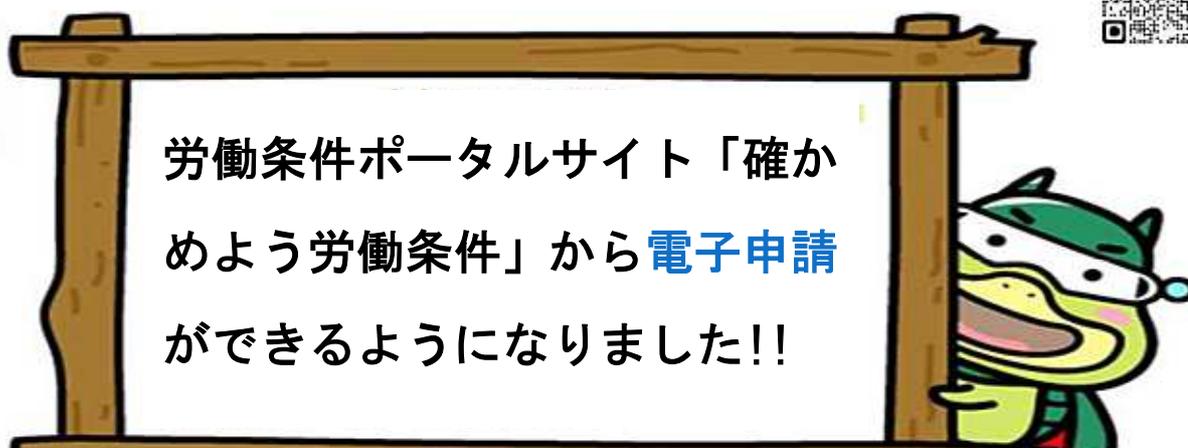
ハローワークの管轄区域ごとに異なります。

ご不明点等は、下記 URL または QR コードから県内最寄りのハローワークを確認していただき、お問い合わせください。

【URL】

https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/roudoukyoku/hw/h_map.html

【QR コード】



時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）、「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」及び「就業規則（変更）届」に関する電子申請については、厚生労働省の労働条件ポータルサイト「[確かめよう労働条件](#)」内の事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト「[スタートアップ労働条件](#)」に設けています「[電子申請様式作成支援ツール](#)」から電子申請ができるようになりました。

「[電子申請様式作成支援ツール](#)」の入力フォームから必要項目を入力することで、労働基準監督署に届出が可能な書面を作成することができます。詳細は、以下のリーフレット、サイトをご覧ください。

リーフレット

労働条件ポータルサイト
「確かめよう労働条件」

事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト
「スタートアップ労働条件」



【問合せ先】鹿児島労働局労働基準部監督課 ☎ 099-223-8277

貴社ではこのような課題を抱えていませんか？

- 若手社員の主体性・積極性を高め、定着を促進したい
- 育児・介護休職を活用した社員の復職支援をしたい
- 中堅社員のモチベーションを高める施策を打ちたい
- 企業戦略として従業員のリスキリング支援をしたい

キャリア形成と能力開発の課題解決に向けて キャリア形成・リスキリング支援センターがサポートします！

採用・マッチング

履歴書だけでは理解しにくい
応募者の強み、キャリアの方向性、
職業能力を理解しやすくなります！

人材育成・人事評価

社員一人ひとりの
効果的な職業能力開発はもちろん
人事評価も可能になります！

モチベーションアップ

将来のありたい姿や目標が明確になるため、
能力開発への意欲や働きがいを醸成し
定着を促進する効果が期待できます！

ジョブ・カードやセルフ・キャリアドックを活用し、キャリアコンサルティングを行いながら、
リスキリングを含めたキャリア形成と職業能力開発を総合的に支援します。

また雇用型訓練の導入支援も承ります。

社員

- 生涯を通じた
キャリア・プランニング
- 自己理解の促進
- 職業能力の棚卸
- リスキリングの
支援

会社

- 採用強化
- マッチング向上
- 人材育成 ●人事評価
- モチベーションアップ
- 定着促進

キャリア形成 リスキリング 支援センター

厚生労働省委託事業

ジョブ・カード

個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的とした「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールです。

セルフ・キャリアドック

キャリアコンサルティングと多様なキャリア研修等を組み合わせ、企業内で体系的・定期的に従業員のキャリア形成を支援する「仕組み」です。

キャリアコンサルティング

従業員の職業選択、職業生活設計、職業能力の開発・向上等に対して、専門のキャリアコンサルタントが相談に応じ、助言や指導を行います。

ご利用の流れ



お問合せ

まずはお気軽に、お近くのキャリア形成・リスキリング支援センターまでお問合せください。



ヒアリング

センターの担当者より、貴社のご要望や課題等をお聞きます。



ご提案

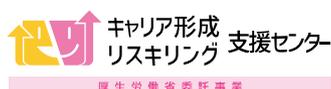
ヒアリング内容を基に、貴社の現状、ご要望等に応じた導入プランを策定し、ご提案します。



実施

ジョブ・カードやキャリアコンサルティング、セルフ・キャリアドックの導入等を実施します。

お問合せ



お近くのキャリア形成・リスキリング支援センターへ
お問合せください。

詳しくはWEBから <https://carigaku.mhlw.go.jp/>



事業場の皆様必見!

産業医による 産業保健研修会のご案内

土曜日
開催

当センターでは、専門的な産業保健研修会を定期的で開催していますが、事業場の皆様、最近の産業保健について興味はありませんか！お役に立てるテーマをご案内いたしますので、是非、ご参加ください。

講師
紹介



産業保健相談員 富宿 明子 先生 (産業医学)

県内の事業場の産業医として約20年間に渡りご活動されており、労働衛生コンサルタント(保健衛生)としてもご活躍されています。

参加
無料

令和7年9月20日(土)14:00~16:00

テーマ 事業場における治療と仕事の両立支援

定員 30名(先着順となります)

令和8年1月17日(土)14:00~16:00

テーマ 長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアルの活用

定員 30名(先着順となります)

令和7年11月15日(土)14:00~16:00

テーマ メンタルヘルスと復職支援

定員 30名(先着順となります)

令和8年1月31日(土)14:00~16:00

テーマ 女性の健康課題と男性の更年期障害

定員 50名(先着順となります)

会場 鹿児島県医師会館(鹿児島市中央町8-1)

令和8年1月31日開催は「4階 大ホール」
それ以外は「3階 中ホール2」となります。

会場には駐車場はございません。
公共交通機関、もしくはコインパーキングを
ご利用ください。

お申し込みはこちら



ご利用・ご相談は
すべて無料!

さんぽセンターの支援 事業場からのお申込みお待ちしております

- ・メンタルヘルス対策支援
- ・治療と仕事の両立支援
- ・専門的・実践的研修
- ・運動指導等の支援 など

さんぽ
センター



独立行政法人
労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター

TEL: 099-252-8002 HP: <https://kagoshimas.johas.go.jp/>



シルバー人材センターのご案内

シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織です。

身の回りでちょっと誰かに手伝ってほしいことはありませんか？センターの会員が長年のキャリアで培った経験や技術を活かしてお手伝いをいたします。

(お引き受けできる主な仕事)

技術分野 自動車の運転, 各種講座等の指導等

技能分野 庭木などの剪定, 障子・ふすま・網戸の張替え, 大工仕事等

事務分野 一般事務, 経理事務, 調査・集計事務, 筆耕・宛名書き, パソコン入力等

管理分野 建物管理, 施設管理, 駐車場・駐輪場の管理等

折衝・外交分野 パンフレット等の配布, 集金, 配達, 店番等

一般作業分野 除草・草刈り, 屋内外清掃, 農作業, 調理補助, 包装・梱包等

サービス分野 生活援助サービス(掃除, 洗濯, 留守番等), 子育て支援サービス(子守等)等

○派遣事業について

請負・委任・派遣により、お仕事をお引き受けていますが、派遣については、県内のシルバー人材センターにおいて、県が指定した業種や職種に限り、これまで概ね週20時間までの就業に限定されていたものを、週40時間までの就業を可能とする業務要件が緩和されております。詳しくは県ホームページをご覧ください。

- ・指定した業種及び職種 平成29年9月1日指定 7業種 7職種
(詳しくは、県HP掲載) 令和6年5月21日指定 28業種 19職種
- ・指定に係る市町村の区域 鹿児島県内全市町村



(県HPはこちら)

詳しくは問い合わせ先やホームページにてご確認ください。

【問い合わせ先】 公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会 電話：099-206-5422

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sien/silverjinzai.html>

【労働かごしま】無料メール配信について

県広報誌『労働かごしま』は**無料**でメール配信を行っております。配信登録していただきますと、自動的に広報誌がメールに届きます。最新号をいち早く受け取ることができますので大変便利です。メール配信を希望される方は、簡単な手続きで登録が可能です。

ぜひ下記 URL または QR コードからお申し込みください！！

※メール配信希望登録の QR コードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

【URL】 <https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=4qLvKslb>



【QRコード】



©鹿児島県ぐりぶー

たくさんのお申込みお待ちしております！！

労働かごしま 令和7年8月号発行 通算第446号
編集・発行 鹿児島県雇用労政課 電話 099-286-3017
メール r-rousei@pref.kagoshima.lg.jp